

(法務委員会)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民間給与との較差等に基づく報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、給与制度の整備に伴う改定

社会と公務の変化に応じた一般の政府職員の給与改定に対応して、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる裁判官の報酬月額を改定する。

三、施行期日等

一は、公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和六年四月一日から適用する。二は、令和七年四月一日から施行する。